



# 《補装具費の支給の流れ》

1. 補装具費の支給を希望している方は、

①補装具費（購入・修理）支給申請書

②補装具費支給意見書（これは医師より記載してもらうものです）

※身体障害者福祉法に基づく指定医師、自立支援医療機関で主担当医師等であること

③見積書

を、市役所健康福祉課の窓口に提出して下さい。

2. その後、関係機関で「審査会」が開かれ、判定結果で支給が決定されます。

3. 決定されると、市役所より『補装具費支給券』が交付されますので、支給券を指定の業者へお持ちになり補装具業者と契約を交わし補装具を受け取って下さい。その際、補装具費全額を補装具業者へお支払いになり、領収書と補装具費給付券を持って市役所に公費負担分を請求して下さい。

※全額補装具費を支払うことが出来ない場合は、【代理受領】が出来ます。補装具業者が最初に受け取るべき「公費負担分」を受け取らずに、補装具業者が市役所へ請求します。対象者の方は、補装具を受け取る際に自己負担分のみを支払って下さい。



## 《代理受領》

<input type="checkbox"/> 代理受領を希望します	
<input type="checkbox"/> 代理受領を希望しません（下記の振込依頼先を記入して下さい）	
振込依頼先 (指定金融機関)	銀行・信用組合 みちのく村山農協 支店
	口座番号
	口座名義人(フリガナ)

その他、お知りになりたい事がありましたら健康福祉課までご連絡下さい。

### 《問い合わせ》

尾花沢市 福祉課 社会福祉係

TEL 0237-22-1111 (内線173)